

### キャンセル料免除の特例について

以下の条件に該当する場合、キャンセル料免除の特例が適用されます。該当される方は、必要な証明書類をご準備の上、ご提出をお願いいたします。

### キャンセル料免除の対象条件（該当者のみが対象）

- ・ 該当の交通機関が運休・欠航となった場合。
- ・ 該当の高速道路が通行止めになった場合。
- ・ 一親等のご家族がお亡くなりになった場合。（葬儀に関する証明書が必要）※
- ・ インフルエンザまたは新型コロナウイルスに感染した場合。（診断書または証明書が必要）※

※その他の方は免除対象外になります。

### 必要書類（診断書または証明書）について

◇インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に感染された場合は、以下の条件を満たす書類をご準備ください。

医療機関が発行したもので、陽性と診断されたことがわかる書類。

- ・ 診断（または検査）された日付が明記されている書類。
- ・ 宿泊者ご本人の氏名が記載されている書類。
- ・ 葬儀に関する証明書のご案内

◇一親等のご家族が亡くなった場合は、以下の条件を満たす書類をご準備ください。

- ・ 死亡診断書のコピー（医療機関や公的機関が発行したもの。）
- ・ 火葬許可証または埋葬許可証のコピー
- ・ 葬儀を行ったことを証明する書類。
- ・ 葬儀社が発行した参列者確認書や葬儀実施証明書
- ・ 葬儀社によって提供される、葬儀の実施が確認できる書類。

### ご注意

書類が上記の条件を満たしていない場合、キャンセル料免除の対象外となる場合がございます。

書類のご提出期限や詳細については、事前にご確認いただくようお願い申し上げます。

ご不明点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせくださいませ。

何卒よろしくお願い申し上げます。